

# 鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

## 告 示

### 鳥取県告示第百三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ  
三第一項の規定により次のように保険医療機関及び保険  
薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定  
並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和  
三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### ◇告示

健康保険法による保険医療機関及び保険薬局  
の指定

健康保険法による保険医及び保険薬剤師の登  
録

家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施

共同で行なおうとする土地改良事業に係る土  
地改良事業計画書等の縦覧

肥料の登録の有効期間の更新

肥料の登録の失効

計量器の定期検査の実施

土地の公用廃止

道路の位置の指定

道路の指定の廃止

道路の指定の廃止

### ◇公安告示

道路の指定の廃止  
道路交通法による聴聞会の開催

名称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
細田医院	米子市角盤町三丁目	内科、小児科	細田 泰久	昭和四十年二月五日	乙表点数表
足立内科医院	境港市佐斐神町	内科、小児科	足立 光三	二月十日	"
今宮齒科医院	鳥取市湖山町	齒科	今宮 義昭	二月五日	齒科点数表
小谷薬品株式会社	鳥取市吉方町		小谷 大二	二月二十四日	
谷岡薬局	鳥取市東品治町		谷岡 尚宏	二月四日	
足立医院	西伯郡淀江町	内科、放射線科	足立 史郎	昭和三十九年十一月十日	乙表点数表

鳥取県告示第百四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ  
 第五第一項の規定により次のように保険医及び保険薬剤師  
 の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並  
 びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十  
 二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	登録の記号	登録年月日
渡部 道郎	米子市西町	鳥医一〇八一	昭和四十年二月十三日

氏名	住所	登録の記号	登録年月日
島田 誠	米子市上福原	"	一一一〇
矢野 雄彦	" 久米町	"	一一一一
北川 達也	" 米原	"	一一一二
芦田 泰	" 西福原	"	一一一三
山下 建雄	" 富士見町	"	一一一四
内海 奎吾	" 道笑町 鳥葉	"	一一一五
草瀬美輪子	日野郡日野町	"	一一一四
村上 淑子	境港市佐斐神町	"	一一一五
森脇 純子	米子市和田町	"	一一五六
井上 元三	" 灘町	"	一一五七
北村 玲子	" 富士見町	"	一一五八
島田 誠	米子市上福原	"	一一一〇
矢野 雄彦	" 久米町	"	一一一一
北川 達也	" 米原	"	一一一二
芦田 泰	" 西福原	"	一一一三
山下 建雄	" 富士見町	"	一一一四
内海 奎吾	" 道笑町 鳥葉	"	一一一五
草瀬美輪子	日野郡日野町	"	一一一四
村上 淑子	境港市佐斐神町	"	一一一五
森脇 純子	米子市和田町	"	一一五六
井上 元三	" 灘町	"	一一五七
北村 玲子	" 富士見町	"	一一五八

志賀 淳一	"	大谷町	"	一〇九二	"
武田 英雄	"	錦町	"	一〇九三	"
井奥 郁雄	"	"	"	一〇九四	"
桜井 克彦	"	西町	"	一〇九五	"
阿部 文悟	"	高松町	"	一〇九六	"
内海 浩一	"	車尾	"	一〇九七	"
富永 昶子	"	灘町	"	一〇九八	"
渡辺 猛	出雲市今市町	"	"	一〇九九	"
涌谷 忠雄	米子市灘町	"	"	一一〇〇	"
木佐 彰三	" 道笑町	"	"	一一〇一	"
岡空謙之輔	" 柁町	"	"	一一〇二	"
井沢 辰夫	" 上後藤	"	"	一一〇三	"
勝部 隆好	" 米原	"	"	一一〇四	"
岡本 博文	" 天神町	"	"	一一〇五	"
石野 博志	" 灘町	"	"	一一〇六	"
竹尾 生気	" 朝日町	"	"	一一〇七	"
勝部 吉雄	" 旗ヶ崎	"	"	一一〇八	"
大串 郁代	松江市北田町	"	"	一一〇九	"

鳥取県告示第百五号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び投薬を受けることを命

鳥取県告示第百六号

昭和三十九年十一月十一日付けで東伯郡関金町大字泰久寺六四三番地山根準三ほか十七人の者から申請のあった共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法同条第五項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和四十年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

- 〃 十二日 日野町 上菅、中菅、黒坂〃
- 〃 〃 江府町 吉原、大河原、江尾、池の内〃
- 〃 十三日 日野町 舟場、高尾、安原〃
- 〃 二十七日 郡家町 国中〃

鳥取県告示第百七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 縦覧に供する期間

昭和四十年三月五日から二十日

三 縦覧に供する場所 関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

ずる。

昭和四十年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつ症予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病検査及びブルセラ病検査

牛 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

牛 三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び投薬の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び試験

管凝集法

肝てつ検査……皮内反応及び虫卵検査

肝てつ駆除のための投薬……ピチオノール製剤投与

別表 結核病検査及びブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
三月八日	三月十一日	江府町
〃 九日	〃 十二日	宮市、原、助沢、美用、御机、貝田 検診所
〃 十日	〃 十三日	日野町
〃 〃	〃 〃	上菅、中菅、黒坂
〃 十日	〃 十三日	江府町
〃 〃	〃 〃	吉原、大河原、江尾、池の内
〃 二十七日	〃 三十日	日野町
〃 〃	〃 〃	舟場、高尾、安原
〃 二十七日	〃 三十日	郡家町
〃 〃	〃 〃	国中
三月十一日	江府町	宮市、原、助沢、美用、御机 検診所

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)			生産業者の住所及び氏名
		窒素全量	りん酸全量	加里全量	
鳥取県 第二九七号	大栄水稻二号 複合肥料	七・八	五・二	一一・〇	東伯郡大栄町瀬戸五三の九 大栄町農業協同組合 組合長理事 茂住 正
第二九八号	上小鴨複合 いね一号	七・六	八・八	九・〇	倉吉市越殿町一四〇八 倉吉市農業協同組合 組合長理事 磯江 義博
第二九九号	尿素複合 上小鴨いね二号	七・〇	一一・七	七・五	"

鳥取県告示第百八号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)			生産業者の住所及び氏名
		窒素全量	りん酸全量	加里全量	
鳥取県 第二二九号	中山水稻複合 二号	七・〇	八・〇	六・〇	西伯郡中山町下甲二九〇 下中山農業協同組合 組合長理事 前野 茂樹

第二九五号	以水稻複合 一号	八・五	八・〇	九・五	東伯郡赤碕町赤碕一九九七の一 赤碕町農業協同組合 組合長理事 前田 豊秋
第三三二号	赤碕麦追肥複合	一四・五	一・五	一一・五	"
第三〇〇号	矢送水稻 複合肥料	八・三	八・〇	一〇・〇	東伯郡関金町関金宿二六三 矢送農業協同組合 組合長理事 山本 武雄
第三〇三号	聖郷水稻 複合一号	九・〇	七・二	八・〇	東伯郡東伯町劬一五七 東伯町農業協同組合 組合長理事 家森 隆治
第三〇四号	聖郷水稻 複合二号	八・一	六・一	七・三	"

鳥取県告示第百九号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、東伯郡の計量器の定期検査を次のように実施するので、同法第四百三十三条第一項の規定により告示する。

昭和四十年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査の期日

検査区域

検査の場所

四月五日午前十時から 東伯郡北条町 旧中北条小学校  
午後三時まで

" 六日 " " 北条町農業共済組合  
(下北条駅前)

" 七日 " " 大栄町 由良公民館

" 八日午前十時から 正午まで " " 栄小学校

午後一時から 三時まで	大誠小学校
九日午前十時から 午後三時まで	東伯町 八橋実選果場 (八橋駅前)
十日午前十時から 正午まで	東伯家畜市場 (浦安駅前)
十二日午前十時から 午後三時まで	浦安公会堂
十三日	東伯中学校聖郷校舎
十四日午前十時から 正午まで	古布庄小学校
午後一時から 三時まで	計量器所在場所 (県果連農産加工場等)
十五日午前十時から 午後三時まで	赤碕町 赤碕町役場
十六日	赤碕町
十九日午前十時から 正午まで	安田農業協同組合 成美第一選果場
午後一時から 三時まで	以西選果場
二十日午前十時から 午後三時まで	計量器所在場所 (鳥取種畜牧場等)

**鳥取県告示第百十号**  
 次の土地は、昭和四十年二月二十三日から公用を廃止した。  
 昭和四十年三月二日  
 鳥取市江崎町二二一地先  
 鳥取県知事 石 破 二 朗  
 地目 面積  
 水路敷 四坪五勺

**鳥取県告示第百十一号**  
 次の土地は、昭和四十年二月十七日から公用を廃止した。  
 昭和四十年三月二日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗  
 地目 面積  
 倉吉市字池田一一五番地先 水路敷 一〇坪六合  
 字中反田五二番地先 二坪六合一勺  
 字池ノ上一二六番地九地先 一坪七合  
 字池田一一七番四の内 道路敷 三坪二合八勺

**鳥取県告示第百十二号**  
 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）  
 第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十年二月二十三日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。  
 昭和四十年三月二日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

字池田一一八番四	五坪一合一勺
字二反長サ五一番三	五坪六合

申請人の住所氏名  
 鳥取市西品治 鳥取市田島字大星向北側  
 高木 岩蔵  
 道路の位置の指定場所  
 道路の幅員及び延長  
 幅員 四メートル  
 延長 七九一・四メートル

**鳥取県告示第百十三号**  
 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）  
 第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十年二月二十三日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。  
 昭和四十年三月二日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

字池田一一七番四の内	道路敷	三坪二合八勺
------------	-----	--------

申請人の住所氏名  
 鳥取市吉方三 鳥取市湖山町字小山ヶ  
 谷口 晃一  
 道路の位置の指定場所  
 道路の幅員及び延長  
 幅員 四・五メートル  
 延長 三二・九メートル

鳥取県告示第百十四号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）  
第九条の規定による申請に基づき指定した道路のうち、  
次の道路の指定を廃止したので、建築基準法施行細則（  
昭和二十五年十二月鳥取県規則第八十七号）第十三条の  
規定により告示する。

昭和四十年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所氏名 道路指定の廃止場所

廃止した道路の幅員及び延長

鳥取市吉方三  
〇〇番地一  
谷口 晃一

鳥取市湖山町字小山ヶ前  
七五五番二の  
七五五番一の  
七六八番一の  
七六九番一の  
七七五番二の

幅員  
四メートル  
延長  
一八メートル

七六九番一の一部  
七六一番一の一部

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百四条第  
一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、  
同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十年三月二日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十年三月十一日午前十時三十分

倉吉市住吉町 倉吉警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名

1 東伯郡羽合町大字下浅津二三九

自動車等運転者 山 田 恭 範

2 倉吉市岡二八四

自動車等運転者 西 村 佑 治

3 倉吉市西倉吉町一一六

自動車等運転者 遠 藤 達 夫

4 倉吉市福守三二八

自動車等運転者 山 崎 幸 雄

5 倉吉市新町二丁目二三三三の一

自動車等運転者 田 村 義 徳

6 倉吉市魚町二五六七

自動車等運転者 船 木 正 近

7 倉吉市大原一四

自動車等運転者 宮 脇 松 太 郎

8 東伯郡三朝町三朝藤田組内

自動車等運転者 深 井 昭

9 東伯郡羽合町橋津四一一

自動車等運転者 松 井 淳 之 輔